

「仏暦二五五四年・放射性物質混入リスクのある食品輸入の要件を定める保健省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年・放射性物質混入リスクのある食品輸入の要件を定める保健省布告

前文省略

第一項

仏暦二五五四年（西暦二〇一一年）四月一日付けの放射性物質混入リスクのある食品輸入の要件を定める保健省布告を廃止する。

第二項

食品添加物、調味料、食品の品質維持に使用する物を除き、日本国の福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県で生産され、タイに輸入される全ての種類の食品は、仏暦二五五四年四月一日付けの放射性物質混入食品の標準についての保健省布告で定めた量を超えない放射性物質混入食品の標準に従わなければならない。輸入者は輸入の際に毎回、輸入ポイントにおいて以下の機関からの食品の種類、放射性物質の量及び生産地を示す証拠があるようにしなければならない。

- (一) 日本国の責任国家機関。
- (二) 日本国の責任国家機関から容認されたその他の機関。
- (三) 国家機関のラボラトリー。
- (四) 国家機関から委任された、または保証されたラボラトリー。
- (五) 国際標準に基づき検査ラボラトリーの能力について保証を受けたラボラトリー。

第三項

食品添加物、調味料、食品の品質維持に使用する物を除き、日本国の第二項に基づくエリア以外の県で生産された全ての種類の食品を輸入する者は、輸入する際に毎回、輸入ポイントで、日本国の国家機関、日本国の責任国家機関から容認されたその他の機関、もしくは日本商工会議所が発行した、当該エリアで栽培もしくは飼育または生産された商品の原産地証明書を示さなければならない。

第一段に基づく原産地証明書がない場合、輸入者は代わりに第二項（一）から（五）までに基づくいずれかの機関から食品の種類、放射性物質の量を検査分析した結果を示した証拠を使用することもできる。

第四項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一一年八月二日〕

（おわり）